



# 宮 崎 県 公 報

平成25年1月7日(月曜日) 第 2451 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始……………( “ ” ) 1	
○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示……………(都市計画課) 1	

公 告	
○落札者等の公告…………… 2	
教育委員会告示	
○平成25年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員…………… 2	
県議会告示	
○宮崎県議会公文書開示審査会規程等の一部を改正する告示…………… 3	

## 告 示

### 宮崎県告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年1月7日から平成25年1月21日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
42	県道	都城野尻線	都城市高崎町大牟田字新田1308番3地先から同市同町大牟田字高坂上1946番1地先まで	旧	13.6～23.0	104.0
				新	17.0～26.4	85.0

### 宮崎県告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年1月7日から平成25年1月21日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野尻線	都城市高崎町大牟田字新田1308番3地先から同市同町大牟田字高坂上1946番1地先まで	平成25年1月7日

### 宮崎県告示第3号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等(平成5年宮崎県告示第630号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成25年1月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。					5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。				
(1) 高速道路					(1) 高速道路				
路線名	区 間	距離	区域の	区分	路線名	区 間	距離	区域の	区分

	起 点	終 点		限 定
[略]				
東九州 自動車 道	[略]			
	門川インター チェンジ	日向インター チェンジ	200 メー トル	[略]
	高鍋インター チェンジ	[略]		

(2) 一般国道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点			
[略]					
国道10 号（延 岡道路 ）	県道延岡イン ター線との交 点（延岡市天 下町地内）	[略]			
[略]					

(3) [略]

(4) 一般県道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点			
[略]					
県道北 方イン ター線	[略]				
[略]					

(5)～(6) [略]

	起 点	終 点		限 定
[略]				
東九州 自動車 道	[略]			
	門川インター チェンジ	日向インター チェンジ	200 メー トル	[略]
	須美江インタ ーチェンジ	北川インター チェンジ	500 メー トル	用途地 域等を 除く区 域 第2 種禁 止地 域等
	都農インター チェンジ	[略]		

(2) 一般国道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点			
[略]					
国道10 号（延 岡道路 ）	北川インター チェンジ（延 岡道路 岡市北川町地 内）	[略]			
[略]					

(3) [略]

(4) 一般県道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点			
[略]					
県道北 方イン ター線	[略]				
県道須 美江イ ンター 線	国道 388号と の交点（延岡 市須美江町地 内）	東九州自動車 道との交点（ 延岡市須美江 町地内）	100 メー トル	用途地 域等を 除く区 域	第2 種禁 止地 域等
県道都 農イン ター線	県道都農綾線 との交点（都 農町大字川北 地内）	東九州自動車 道との交点（ 都農町大字川 北地内）	100 メー トル	用途地 域等を 除く区 域	第2 種禁 止地 域等
[略]					

(5)～(6) [略]

公 告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年1月7日

宮崎県水産試験場長 山田 卓郎

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
漁業調査取締船「みやざき丸」上架整備（定期検査及び修繕）  
業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県水産試験場管理課 宮崎市青島6の16の3
- 3 落札者を決定した日  
平成24年12月4日

4 落札者の氏名及び住所

サンセイ株式会社下関工場 下関市彦島本村町三丁目5番1号

5 落札金額

57,750,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成24年10月22日

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第1号

平成25年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員を次のように定める。

平成25年1月7日

宮崎県教育委員会委員長 近藤 好子



宮崎県議会公文書開示審査会規程等の一部を改正する告示

（宮崎県議会公文書開示審査会規程の一部改正）

第 1 条 宮崎県議会公文書開示審査会規程（平成15年宮崎県議会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号。以下「条例」という。）第23条及び宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）<u>第 120条第 4 項</u>の規定に基づき、宮崎県議会公文書開示審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号。以下「条例」という。）第23条及び宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）<u>第 126条第 4 項</u>の規定に基づき、宮崎県議会公文書開示審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

（全員協議会規程の一部改正）

第 2 条 全員協議会規程（平成20年宮崎県議会告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）<u>第 120条第 4 項</u>の規定に基づき、全員協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）<u>第 126条第 4 項</u>の規定に基づき、全員協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

（各会派代表者会議規程の一部改正）

第 3 条 各会派代表者会議規程（平成20年宮崎県議会告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）<u>第 120条第 4 項</u>の規定に基づき、各会派代表者会議（以下「代表者会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）<u>第 126条第 4 項</u>の規定に基づき、各会派代表者会議（以下「代表者会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

（委員長会議規程の一部改正）

第 4 条 委員長会議規程（平成20年宮崎県議会告示第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）<u>第 120条第 4 項</u>の規定に基づき、委員長会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）<u>第 126条第 4 項</u>の規定に基づき、委員長会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

（広報委員会規程の一部改正）

第 5 条 広報委員会規程（平成20年宮崎県議会告示第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）<u>第 120条第 4 項</u>の規定に基づき、広報委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）<u>第 126条第 4 項</u>の規定に基づき、広報委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

（政策条例検討会議規程の一部改正）

第 6 条 政策条例検討会議規程（平成20年宮崎県議会告示第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）<u>第 120条第 4 項</u>の規定に基づき、政策条例検討会議（以下「検討会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）<u>第 126条第 4 項</u>の規定に基づき、政策条例検討会議（以下「検討会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(世話人会規程の一部改正)

第 7 条 世話人会規程 (平成20年宮崎県議会議会告示第13号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第 1 条 この規程は、宮崎県議会議会規則 (平成10年宮崎県議会議規則第 1 号) 第 120条第 4 項の規定に基づき、世話人会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この規程は、宮崎県議会議会規則 (平成10年宮崎県議会議規則第 1 号) 第 <u>126</u> 条第 4 項の規定に基づき、世話人会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議会運営臨時会議規程の一部改正)

第 8 条 議会運営臨時会議規程 (平成20年宮崎県議会議会告示第14号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第 1 条 この規程は、宮崎県議会議会規則 (平成10年宮崎県議会議規則第 1 号) 第 120条第 4 項の規定に基づき、議会運営臨時会議 (以下「臨時会議」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この規程は、宮崎県議会議会規則 (平成10年宮崎県議会議規則第 1 号) 第 <u>126</u> 条第 4 項の規定に基づき、議会運営臨時会議 (以下「臨時会議」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(宮崎県議会災害等対策協議会規程の一部改正)

第 9 条 宮崎県議会災害等対策協議会規程 (平成24年宮崎県議会議会告示第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第 1 条 この規程は、宮崎県議会議会規則 (平成10年宮崎県議会議規則第 1 号) 第 120条第 4 項の規定に基づき、宮崎県議会災害等対策協議会 (以下「協議会」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この規程は、宮崎県議会議会規則 (平成10年宮崎県議会議規則第 1 号) 第 <u>126</u> 条第 4 項の規定に基づき、宮崎県議会災害等対策協議会 (以下「協議会」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

--	--